

制定 平成18年9月29日 奈運企公示第9号  
改正 平成28年6月1日 奈運企公示第1号  
改正 令和2年3月2日 奈運企公示第11号  
改正 令和2年12月28日 奈運企公示第23号  
改正 令和5年8月31日 奈運企公示第7号

## 公 示

### 訪問介護事業所等の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可基準について

訪問介護事業所又は居宅介護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従事者又は介護福祉士（以下「訪問介護員等」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送許可申請について、事業の迅速、かつ、適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和5年8月31日

近畿運輸局 奈良運輸支局長 川口 宏幸



記

- 許可申請手続は、当該契約関係にある一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「契約事業者」という。）から別紙「様式1」の自家用自動車有償運送許可申請書を提出させることにより、一括代理申請させるものとする。

2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、別紙「様式1」に記載する添付書類を添付させるとともに、有償運送許可申請者ごとに道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第7条各号の規定に該当しないこと、及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の停止処分を受けていないこと等を示す書面（宣誓書：別紙「様式4」）を添付させるものとする。

### 3. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

(1) 契約事業者の責任において、当該有償運送の許可を受けようとする自家用自動車（以下「契約自家用自動車」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。

- ① 運行管理を行う体制が整備されていること。
- ② 運行管理の指揮命令系統が明確であること。
- ③ 運行管理者の選任が適切であること。

契約事業者は、事業用自動車及び契約自家用自動車の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任すること。

- ④ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。
- ⑤ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。
- ⑥ 車両についての整備管理体制が整備されていること。
- ⑦ 苦情の処理体制が整備されていること。

(2) 介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護（介護予防を含む。）サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。

(3) 訪問介護員等は、下記のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。

- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
- ② 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間におい

て無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（道路運送法施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。

（4）契約自家用自動車は、乗車定員11人未満の自動車（軽自動車を含む。）であること。ただし、貨物の用に供する自動車は除くものとする。

（5）契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。

（6）契約自家用自動車には、（別記1）による表示を行うこと。

（7）契約自家用自動車内には、運賃及び料金に関する事項を表示すること。

（8）訪問介護員等が法第7条各号のいずれにも該当しないものであること。

（9）運送の引受けが契約事業者の営業所のみにおいて行われるものであること。

（10）（9）の運送の引受けに当たっては、あらかじめ旅客に対して、契約事業者と要介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、及び自家用自動車による有償運送であることを告知すること。

#### 4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

（1）当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。

（2）運賃及び料金並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に表示又は備え置くこと。

（3）契約事業者との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。

（4）（1）又は（2）の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

## 5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、2年間の期限を付すものとする。ただし、以下の（1）～（4）に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

（1）契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合

当該事由が発生した日

（2）契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合

当該処分の日

（3）契約事業者が訪問介護事業所等の指定を取り消された場合

当該指定が取り消された日

（4）契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合

当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する契約自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

## 6. 当該許可の取扱いにおける留意点

（1）当該有償運送に係る運送契約関係は、あくまでも利用者と契約事業者との間で締結することから、運送責任は、契約事業者が負うものであること。

（2）当該有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間で運送契約が成立することから、契約事業者が認可を受けた運賃及び料金が適用されるものとする。

（3）当該有償運送許可に係る区域は、契約事業者の営業区域を超えるものではないこと。

## 7. 契約自家用自動車数の報告

契約自家用自動車の数については、契約事業者が旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づき毎年5月31日までに近畿運輸局長に報告する輸送実績報告書の事業概況欄（事業用自動車数を記載する欄）に、事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車の数を括弧書きで記入させること。

**附則**

1. 平成16年6月4日付け奈運輸公示第3号は廃止する。
2. 本公示は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

**附則（平成28年6月1日奈運企公示第1号改正）**

本公示は、平成28年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

**附則（令和2年3月2日奈運企公示第11号改正）**

本公示は、令和2年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

**附則（令和2年12月28日奈運企公示第23号改正）**

本公示は、令和3年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

**附則（令和5年8月31日奈運企公示第7号改正）**

本公示は、令和5年9月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

**（別記1）**

法第78条第3号の規定に基づく有償運送の許可を受けた自家用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 氏名、名称又は記号
2. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字
3. 1. 及び2. の文字の大きさは、一文字縦横5センチメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、自家用自動車の両側面に外部より見やすいように表示する。

別紙「様式1」

令和 年 月 日

運輸支局長 殿  
(神戸運輸監理部長)

〇〇〇他 名申請代理人  
住 所  
契約事業者の氏名又は名称  
代表者名

### 自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同法施行規則第50条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

#### 記

1. 氏名及び住所

別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり

2. 運送需要者

3. 運送しようとする人の数

1ヶ月約 〇〇人

4. 運送しようとする期日又は期間

許可の日から2年間

5. 運送しようとする区域

〇〇市(〇〇町、〇〇村)

6. 有償運送を必要とする理由

## 申請書の添付書類

- ① 自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式 2」）
- ② 使用車両の明細を記載した書面（別紙「様式 3」）
- ③ 自動車検査証（写）
- ④ 自動車の使用権原を証する書面
- ⑤ 道路運送法第 7 条各号の規定に該当しないこと及び訪問介護員が十分な能力及び経験を有していると認められる書面（宣誓書）（別紙「様式 4」）
- ⑥ 自動車の運行管理等の体制を記載した書面（別紙「様式 5」）
- ⑦ 旅客自動車運送事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証（写）
- ⑧ 旅客自動車運送事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面（宣誓書）（別紙「様式 6」）
- ⑨ 運転免許証（写）
- ⑩ 訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書（写）

別紙「様式2」

別紙「様式3」

(注) 自動車の種類欄は次の記載例によること。

(記載例)

- ・普通自動車
  - ・普通自動車（回転シート等）
  - ・特種自動車（リフト付等）
  - ・軽自動車
  - ・軽自動車（回転シート等）
  - ・軽特種自動車（リフト付等）

別紙「様式4」

運輸支局長 殿  
(神戸運輸監理部長)

現住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_  
生年月日 : 大正・昭和・平成 年 月 日 生

宣誓書

1. 道路運送法第7条(欠格事由)各号の規定に該当致しません。
2. 私は、現在までの2年間において無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。
3. 私は、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する第2種運転免許を保有しています。

保有していません。  
(道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、大臣認定講習等を現在までに受講しております。)

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

添付書類

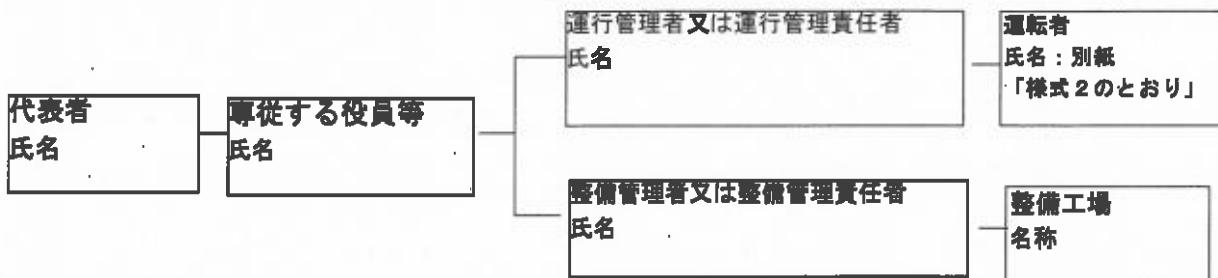
- ・運転免許証(写)
- ・第1種運転免許保有者の方は講習修了証(写)

別紙「様式 5」

自動車の運行管理等の体制

事業所名) \_\_\_\_\_

1. 運行管理及び整備管理の体制並びに指揮命令系統



2. 点呼等が確実に実施できる体制

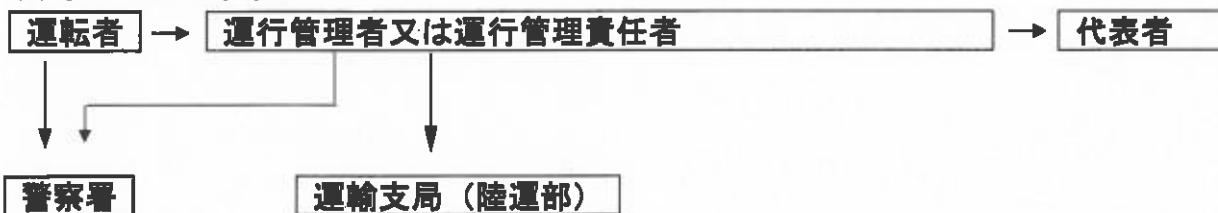
点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	営業所と訪問介護員等との連絡方法
営業所	運行管理者又は運行管理責任者	自動車車庫	運転者	

3. 事故防止及び旅客サービス等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 旅客サービス・事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 \_\_\_\_\_ 回

(2) 事故処理連絡体制



4. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 \_\_\_\_\_  
苦情処理 担当者 氏名 \_\_\_\_\_

運輸支局長 殿  
(神戸運輸監理部長)

## 宣誓書

契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に

加入しております。

有償運送開始までに加入します。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

(旅客自動車運送事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者名